

実施園地が地域計画の【目標地図】で色付けされていない園地の対応：暫定

令和7年度から、【目標地図】に位置付けられた者が、将来にわたって営農を行うことが確実な園地においては、果樹経営支援対策事業・果樹先導的取組支援事業が実施できます。(※1)

申請時点で色付けされていない園地は、基本的に事業が実施できません。

しかし、市町村と今後の【目標地図】見直しで色付けに向け調整ができる場合、事業が実施できる可能性があります。(※2)

- ①. 支援systemにおいて、【目標地図】の位置付け「有」で登録する。(マニュアルP15)
- ②. 市町村ごとに一覧表を印刷し、市町村に確認を願う。(マニュアルP17～P18)
- ③. 市町村からの回答後・・・位置付けが無の園地を修正する。(マニュアルP20)
- ④. 位置付けが無の園地は、意向書を市町村に提出し、今後の【目標地図】見直しで色付けに向け調整ができる場合、事業が実施できる可能性があります。(マニュアルP19)

※1 地域計画(【目標地図】)を策定することが極めて重要かつ大前提です。

事業対象園地については、【目標地図】に位置付けられていることを確認し、位置付けられていない場合は、市町村に対して位置付けられるよう調整をお願いいたします。

※2 申請時点で【目標地図】の対象外地域(【目標地図】で囲われていない地域)の園地は、上記の意向書による対応をもって事業申請はできません。

国には、意向書での事業実施(救済措置)を要望しておりますが・・・まだ、最終回答がありません。

そのような中、令和7年度の事業申請を並行して行うこととなりますが・・・最終的に、意向書での事業実施(救済措置)が却下された場合は、事業が実施できなくなりますので、このことは、予め生産者への説明と理解を得られるようお願い申し上げます。

(救済措置が却下された場合・・・計画を「申請キャンセル」・・・(マニュアルP20))